

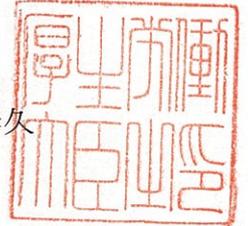
厚生労働省発職 0327 第 4 号

平成 27 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙 1 「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2 「雇用保険法施行規則第 110 条の 3 第 1 項第 1 号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要

綱(案) (抄) 【予算成立後施行分】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇四 (略)

五 両立支援等助成金制度の改正

- (一) 子育て期短時間勤務支援助成金の廃止
- (二) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の改正
 - イ 対象保育施設の運営に要した費用に対する助成について、次の(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない額を支給するものとする。
 - (イ) 対象保育施設の現員に一人当たり三十四万円(中小企業事業主にあつては四十五万円)を乗じて得た額(体調不良児を預かる場合は、当該乗じて得た額に百六十五万円を加えた額)。
 - (ロ) 対象保育施設の運営に要した費用の額から当該施設の定員の総数に運営月数を乗じて得た数に一万円(中小企業事業主にあつては五千円)を乗じて得た額を控除した額(千三百六十万円(中

小企業事業主にあつては千八百万円) を超える場合は、千三百六十万円(中小企業事業主にあつては千八百万円)。ただし、体調不良児を預かる場合は、千五百二十五万円(中小企業事業主にあつては千九百六十五万円)

ロ 事業主団体について、団体を構成する事業主の全てが中小企業事業主の場合、中小企業事業主の助成率及び助成額を適用するものとする。

(三) 中小企業両立支援助成金の改正

イ 育児休業を取得する被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れた場合の助成について次のとおり改正するものとする。

(イ) 原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者に係る支給額について、被保険者一人につき三十万円とすること。

(ロ) 育児休業取得者が期間雇用者の場合については助成支給額に加え、十万円を加算支給するものとする。

(ハ) 次世代育成支援対策推進法第十三条に基づく認定を受けた中小企業事業主について、施行日以

後に最初の支給対象労働者が生じた場合に、支給対象期間を五年間から平成三十七年三月三十一日までとし、支給人数を支給対象期間において延べ五十人までとすること。

ロ 六箇月以上の育児休業をした期間を定めて雇用する被保険者を、育児休業後に原職等に復帰又は通常の労働者に転換させ、六箇月以上継続して雇用した中小企業事業主に対する助成について、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のための研修の実施の要件を廃止するものとする。

六〇十二 (略)

第二 (略)

第三 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。